

## 国民健康保険高齢受給者証について

医療制度改革により、四月から現役並みの所得がある方以外の七十歳〜七十四歳の方は、医療費の自己負担割合が二割に引き上げられることになっていました。

しかし、四月〜来年三月までの一年間は、自己負担割合が一割に据え置かれることになりました。すでに自己負担割合が二割の高齢受給者証をお持ちの方には、一割負担となる高齢受給者証をお送りします。

また、退職被保険者の資格が七十四歳未満から六十五歳未満に引き下がります。退職被保険者の高齢受給者証をお持ちの方には、一般被保険者の高齢受給者証をお送りします。詳しくはお尋ねください。

問い合わせ：国民健康保険課  
TEL 224-5836

## 第17回收藏品展

# 明治・大正の暮らし ～ ハイカラ家庭すごろく～

3月22日(土)～5月11日(日)  
市立博物館 TEL222-5399

明治・大正期の民具を中心に、当時のハイカラ趣味を取り入れた暮らしを、すごろく風に展示・構成します。



写真上：家庭十二ヶ月双六（一部）  
写真右：抱き人形



休館日…月曜日（5月5日(祝)を除く）・4月25日(金)・5月7日(水)  
開館時間…午前9時～午後5時（入館は午後4時30分まで）  
入館料…一般＝200円（160円）▶大学生・高校生＝100円（80円）  
\*（ ）内は、20人以上の団体料金。

## 5月1日(木)からの高階公民館の利用料金をお知らせします！

高階公民館・TEL242-6064

高階公民館が、5月1日(木)から「高階市民センター」内に移転します。利用料金は、次のとおりです。

### 利用料金

利用区分	時間区分	午前	午後	夜間
		午前9時～正午	午後1時～5時	午後5時30分～9時30分
講座室1号（定員＝73人程度）		1,000円	1,300円	1,600円
講座室2号（定員＝55人程度）		800円	1,100円	1,300円
講座室3号（定員＝19人程度）		400円	500円	700円
和室1号（定員＝16人程度）		300円	400円	500円
和室2号（定員＝20人程度）		500円	700円	800円
音楽室（定員＝20人程度）		400円	600円	700円
実習室（定員＝25人程度）		700円	1,000円	1,200円
工芸室（定員＝17人程度）		400円	600円	700円
軽体育室 （定員＝180人程度）	全面	3,400円	4,500円	5,500円
	半面	1,700円	2,250円	2,750円

5月利用分については、4月2日(水)から現在の高階公民館で受け付けます。

\*実習室における調理台料金は、別途加算します（時間区分ごとに、1台につき100円）。

\*市外の方が利用する場合は、この表に定める使用料の5割相当額を加算します。

# 4月から「後期高齢者医療制度」が始まります

～ 75歳以上の方の新たな医療制度が始まります ～

4月1日(火)から、埼玉県後期高齢者医療広域連合（広域連合）による「後期高齢者医療制度」が始まります。対象者は、現在加入している医療保険から、後期高齢者医療制度に加入することになります。

## 対象

- ①75歳以上
- ②65歳以上75歳未満で、一定の障害（身体障害者手帳1～3級と4級の一部、精神福祉手帳1級・2級、療育手帳A・A、障害年金1級・2級に該当）があり、広域連合の認定を受けた方

\*すでに老人保健の障害認定を受けていて、後期高齢者医療制度非加入の申し出をしていない方は、自動的に後期高齢者医療制度に加入します。

## 保険証は3月下旬に「配達記録郵便」で郵送します

現在お持ちの「老人保健法医療受給者証」は、3月末日で失効します。4月1日(火)以降に医療機関にかかる際には、「後期高齢者医療被保険者証」1枚のみを提示してください。保険証は、3月20日(祝)～31日(月)の間に送付する予定です。



後期高齢者医療被保険者証

近年、他人の保険証の不正使用が多くなっています。確実に被保険者にお届けするために、「配達記録郵便」で郵送します。受取時に受領印が必要なため、不在の場合には配達されません。配達時に不在の場合には、受け取り方法についての「お知らせ」を置いておきます。その内容にある手続きを指定された郵便局で行い、保険証を受け取ってください。

なお、限度額適用・標準負担額減額認定証および特定疾病療養受療証は、保険証とは別に郵送します。

## ●郵便局での保管期間（4月7日(月)まで）を過ぎた場合は、次のいずれかの方法で受け取ってください

- ①医療助成課（本庁舎2階）に印鑑・身分証明書（現在お持ちの健康保険証・運転免許証など）を持参して、交付申請をしてください。身分証明書をお持ちでない場合は、配達記録郵便で郵送します。  
\*窓口で保険証をお渡しできるのは、4月9日(水)からです。
- ②出張所・連絡所で、①と同様に交付申請を行ってください。保険証は、後日、配達記録郵便で郵送します。
- ③上記①②以外の方には、4月下旬にハガキで通知します。その内容に基づき交付申請をして、保険証を受け取ってください。

## 保険料について

保険料の納付は、7月以降を予定しています。年金からの天引き（特別徴収）は、10月からとなります。納付書などについて、詳しくは4月10日発行の広報川越でお知らせする予定です。

問い合わせ…医療助成課・TEL224-5842

## 重度心身障害者医療費受給者証を郵送しました

重度心身障害者医療費受給者証（うぐいす色）をお持ちの方のうち、六十五歳以上で老人保健法の障害認定を受けられることができる方（すでに老人保健法の障害認定を受けて

いる方を除く）の受給者証は、三月三十一日(月)で有効期限満了になります。四月一日(火)から使用できる新しい受給者証は、三月七日に送付しました（ただし、四月一日に住所の町名地番変更がある方には、四月一日に発送します）。古い受給者証は、四月一日

以降に医療助成課（本庁舎二階）・出張所・連絡所へ返還してください（郵送可）。なお、継続して四月一日以降も使用できる受給者証をお持ちの方には、新しい受給者証は送付しませんので、現在使っている受給者証（うぐいす色）を、引き続きご使用ください。

## 重度心身障害者医療費の助成

身体障害者手帳1～4級、療育手帳A・A・B所持者または老人保健法障害認定者（六十五歳以上で精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者または障害年金1・2級の裁定を受けている方）を対象に、保険診療による一部負担金などの医療費を助成しています。

まだ登録申請をしていない方は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・障害年金証書のいずれか一つと、健康保険証・預金通帳（ゆうちょ銀行を除く）・印鑑を持参し、医療助成課で手続きをしてください。  
問い合わせ…医療助成課  
TEL 224-5842